

## 訪問リハビリテーション重要事項説明書

### 1 事業の目的

医療法人社団 永寿会が開設する天草第一病院(以下「当事業所」という。)指定訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という。)は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことが出来るように適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

### 2 サービスの内容

「訪問リハビリテーション」は、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

### 3 運営方針

- (1) 当事業所の理学療法士・作業療法士は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、通院が困難な利用者の居宅において医師の指示に基づき、必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 4 事業所の概要

名 称	永寿会天草第一病院訪問リハビリテーション
所 在 地	天草市今釜新町3413番地6 天草第一病院
電 話 番 号	0969-24-3777
ホームページ	<a href="http://www.eijukai-amakusa.com/">http://www.eijukai-amakusa.com/</a>
サービス提供地域	天草市(旧本渡市・五和町・新和町・有明町・栖本町)

### 5 営業日と営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日(1/1・1/2を除く)
営 業 時 間	8:30 ~ 17:30

### 6 職員の勤務体制

当事業所に勤務する職種、職員数は下記の通りです。

- (1) 管理者 1名(常勤)
- (2) 作業療法士 1名

### 7 相談・苦情窓口および対応

苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

(1) ご利用者様相談・苦情窓口

相談責任者	松田 吉紘
電話番号	0969-24-3777
FAX番号	0969-24-0870
対応日時	月曜日～土曜日(12月31日～1月2日を除く) 8時30分～17時30分

(2) 公的相談窓口

- ・天草市役所介護保険課

所在地	天草市東浜町8番1号
電話番号	0969-23-1111

- ・熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口

所在地	熊本市東区健軍2丁目4番10号 市町村自治会館5階
電話番号	096-214-1101

8 事故発生時の対応

- (1)利用者に対して生命・身体に影響を及ぼす事故が発生した場合は、速やかに担当医師の診察及び応急処置を行い、主治医に連絡を取り指示に添って対処します。
- (2)併せてご家族への連絡を取り、発生状況・処置等についての説明を行います。
- (3)賠償すべき事故の場合は速やかに必要な手続きを取ります。
- (4)事故内容につき担当の居宅介護支援事業所及び市町村に報告致します。
- (5)サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

9 サービス利用料及び利用者負担金

- (1)利用者の方からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。  
(別紙参照)
- (2)介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を立案する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ます。）
- (3)利用者負担金は、毎月中旬に請求書を発行し、銀行振込もしくは現金にてお支払いいただきます。

10 サービス提供にあたっては、別添の「訪問リハビリテーション計画書」に沿って計画的に提供します。

11 サービス提供の記録等

- (1)サービス提供をした際には、あらかじめ定めた「サービス提供票」等の書面に必要事項を記入します。
- (2)事業者は、一定期間ごとに「訪問リハビリテーション計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する記録を作成して、利用者に説明するとともに、介護

支援事業者に提出します。

- (3) 事業者は、前記の記録書、その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 12 秘密保持等

- (1) 業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 13 事業継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時に備え、事業の継続及び休止時の早期再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、発生時は、当該業務継続計画に従い対応を行います。また、業務継続計画は、職員間での共有を図るとともに、必要な研修・訓練を行いながら見直しを行い、実用性のある計画となるよう、その作成に努めます。

## 14 身体拘束等について

- (1) 事業所は利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 事業所は身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

## 15 高齢者の虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待防止のための対策を検討する委員会の開催・職員研修を定期的に行い、体制を整備しております。

高齢者虐待防止に関する責任者：松田 吉紘

## 16 サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏 名	松田 吉紘
電 話 番 号	0969-24-3777

## 17 キャンセル

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先（又は前記のサービス責任者連絡先）までご連絡ください。

連 絡 先	0969-24-3777
対 応 日 時	月曜日～土曜日（12月31日～1月2日を除く）8時30分～17時30分

## 18 その他

- サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 利用料金について

原則として利用料金の合計金額の1割、2割又は3割が利用者の負担額となります。

### ○ 訪問リハビリテーション費（308単位）

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	308円	616円	924円
40分あたり	616円	1232円	1848円

### ○ 介護予防訪問リハビリテーション費（298単位）

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	298円	596円	894円
40分あたり	596円	1192円	1788円

※ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超える場合に減算します。なを、入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとします。

### ○ サービス提供体制強化加算Ⅰ（6単位）（介護予防を含む）

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	6円	12円	18円
40分あたり	12円	24円	36円

※ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

### ○ 短期集中リハビリテーション費（200単位）（介護予防を含む）

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	200円	400円	600円
40分あたり	400円	800円	1200円

※ 利用者に対して集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果があると認められる場合に算定します。退院（退所）日又は介護認定の効力発生日から算定して3ヶ月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

### ○ 退院時共同指導加算（1回にかぎり600単位）（介護・介護予防ともに）

※ 病院または診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき、1回に限り、所定単位数を加算します。